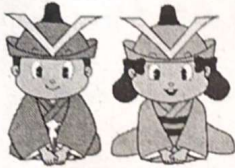




吹田警察署

交番だより

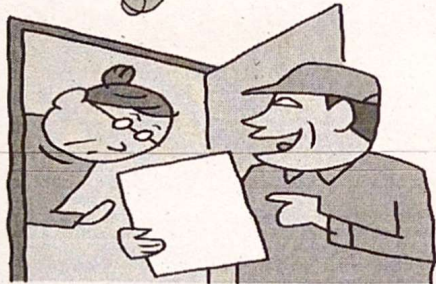
令和7年1月号
吹田警察署
地域課
☎6385-1234(代表)



新年明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願ひします。



屋根・ガス給湯器・水道管・電話回線等の修理・点検をかたる不審業者が多発中！



不審な業者対策には…

防犯機能付き電話機の設置を!!

これらリフォーム詐欺だけでなく、特殊詐欺や闇バイト強盗もシャットアウト！

吹田警察署では防犯機能付電話購入・設置・補助金申請のお手伝いをします。



1月10日は…

110番の目

110番通報は事件・事故時の緊急通報用電話です。
ご意見・ご相談・ご要望は#9110番(警察相談専用電話)を利用してください。

*裏面に令和6年11月1日道路交通法改正の内容あり!!

回覧

【複製(コピー)可】

令和6年11月1日から、自転車利用中の 酒気帯び運転・携帯電話使用等が 罰則強化

●酒気帯び運転●



お酒を飲んだ後、自転車に乗る行為は
飲酒運転となり違反です！

<罰則>

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！

飲酒運転をしない場合でも

● 飲酒した人に自転車を貸す行為
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

● 自転車利用者に対しお酒の提供や
飲酒運転の車両に同乗する行為
(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

が科せられる場合があります。

車と同様、自転車も 飲酒運転は禁止です！

●携帯電話使用等の禁止●

<罰則>

6ヶ月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

<交通の危険を生じさせた場合>

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金

携帯電話等を手で保持して
自転車に乗りながら、通話する行為、
画面を注視する行為は違反となります。



交通ルールをしっかりと守って
新しい1年を迎えましょう